

コラム

廃棄物処理法

1. 廃棄物処理法とは

廃棄物処理法は、正式名称を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と言い、廃掃法などと呼ばれることもあります。廃棄物の排出抑制と処理の適正化による生活環境保全を目的として、それまでの清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）を全面改正及び廃止する形で昭和 45 年 12 月 25 日に公布（昭和 45 年法律第 137 号）されました。

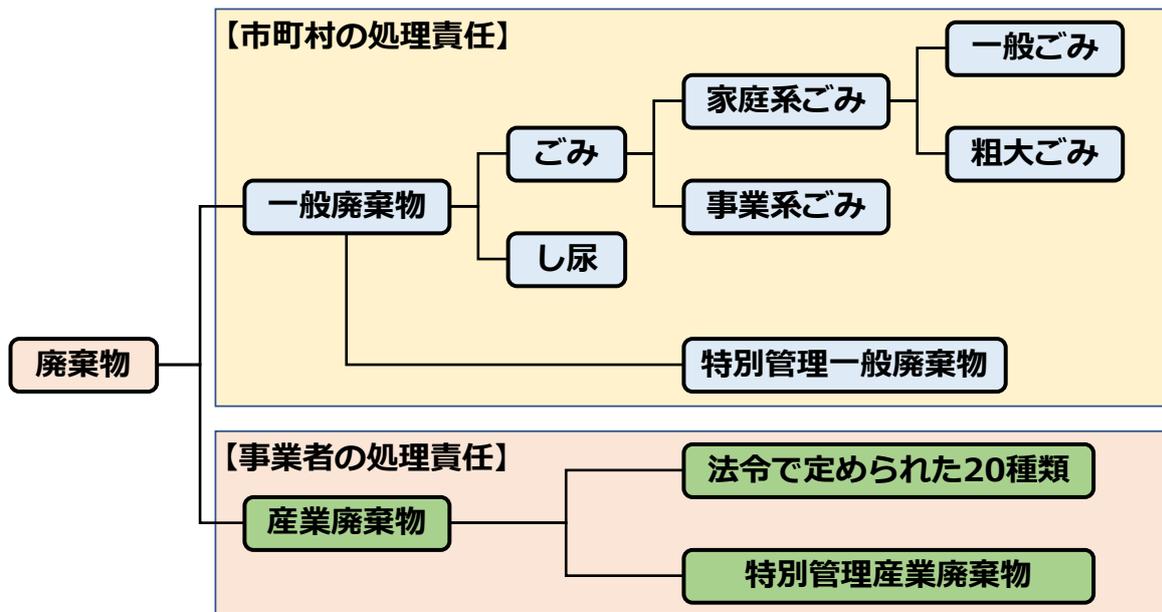
法律の内容は、大きく「法律の目的」「廃棄物の定義」「処理および保管の方法」からなり、一般廃棄物（第二章）および産業廃棄物（第三章）の処理および保管の方法について規制されています。下表に示すように、これまで何度も改正されており、産業構造の変化や廃棄物に対する社会認識の変化に応じて、規制の強化や制度の拡充が行われています。

■ 廃棄物処理法の主な改正履歴

改正年	主な改正内容
1991年 (平成3年)	処理業者についての規制強化, 廃棄物処理施設についての規制強化, マニフェスト制度を導入（特別管理産業廃棄物を対象）
1997年 (平成9年)	投棄禁止違反等に対する罰則の強化, マニフェスト制度を拡張（全ての産業廃棄物を対象）, 電子マニフェスト制度の創設
2000年 (平成12年)	不法投棄に対する罰則の強化, 排出事業者の処理責任の徹底（マニフェスト制度の見直しなど）
2005年 (平成17年)	マニフェスト制度に関する罰則の強化, 運搬または処分を受託したものに対するマニフェスト保存の義務付け
2011年 (平成23年)	紙マニフェストの保存義務の拡大（5年）, 電子化（電子マニフェスト）の促進
2020年 (令和2年)	一定の事業者（特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者）に電子マニフェストを義務付け

2. 廃棄物とは

ごみ, 粗大ごみ, 燃え殻, 汚泥, ふん尿, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 動物の死体その他の汚物または不要物であって, 固形状または液状のものとされています。放射性物質およびこれによって汚染された物は本法律の対象外であり, 別の法律で規制されています。

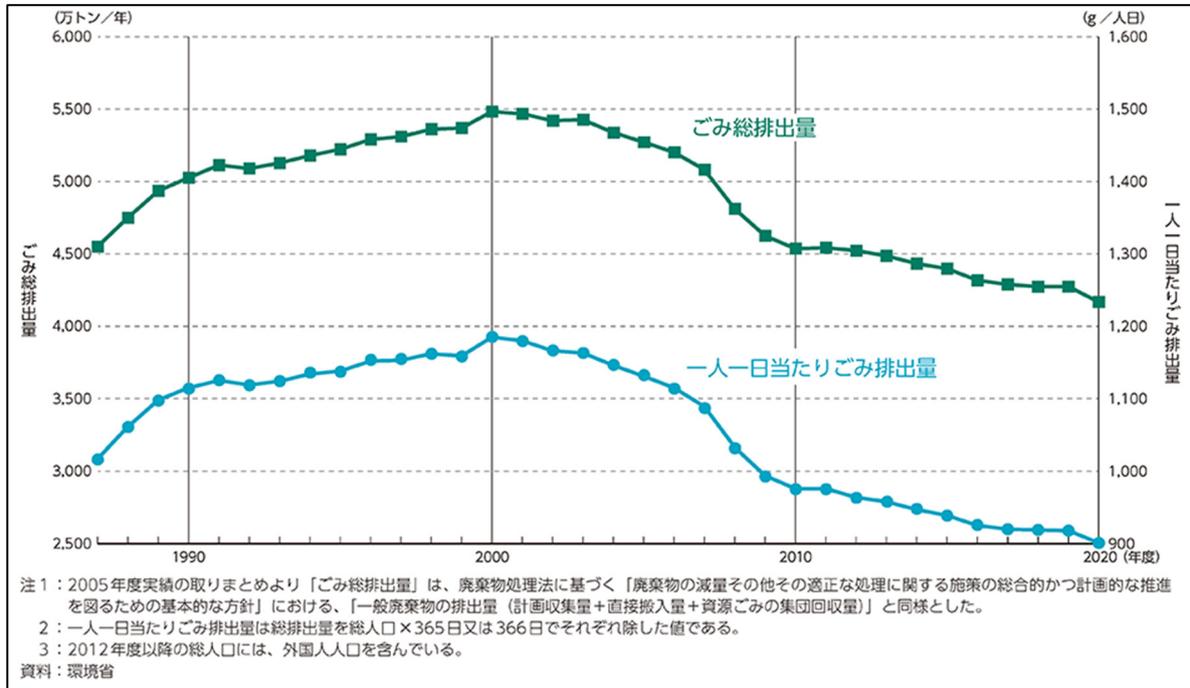


■ 廃棄物の区分

産業廃棄物とは, 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち, 燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされています。また, これらの産業廃棄物を排出する事業者は, 自らの責任で処理する必要があります。自ら処理できない場合には, その処理を他の業者に委託する必要があります。ちなみに, 一般廃棄物とは, 産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

廃棄物の排出量の推移について示します。

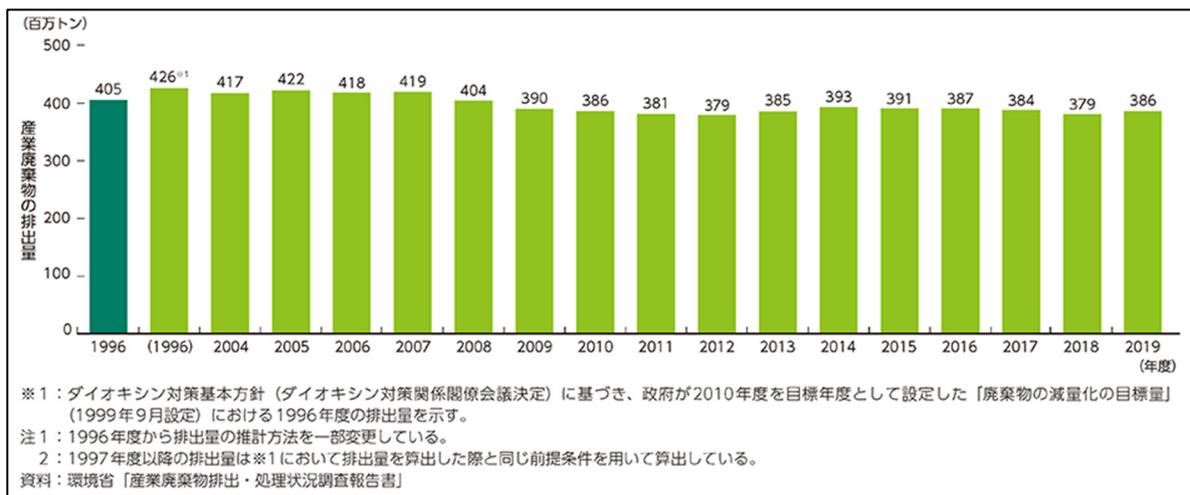
一般廃棄物の総排出量は、2020年度では4,167万トン（東京ドーム約112杯分）で、2000年の約5,500万トンをピークに徐々に減少しています。



■一般廃棄物の総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移

（出典：令和4年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書，環境省）

産業廃棄物の総排出量は、4億トン前後で推移しており、大きな増減は見られません。



■産業廃棄物の排出量の推移

（出典：令和4年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書，環境省）

3. 建設業・地質調査業と廃棄物

地質調査においても、汚泥や作業廃棄物などを産業廃棄物として処理することがありますが、産業廃棄物の運搬と処理を別の業者に委託する場合は、それぞれの業者と直接委託契約を結ぶ必要があります（2社契約の原則）。また、委託先業者は、引き受け産業廃棄物の処理を再委託することが禁止されています。これは、再委託により責任の所在が不明確となり、不法投棄などを招く恐れがあるためとされています。

また、建設現場では、土砂、残土、汚泥など様々な言葉が交わされますが、廃棄物の適正処理の観点では、その区分をしっかりと把握しておくことが重要です。通常、建設現場で発生する土砂や残土（建設発生土）と呼ばれているものは、掘削等により生じたもので、原則として土木資材など資源として扱われます。建設発生土として扱う場合は、コーン指数などにより第1種～第4種建設発生土に区分され、その工学的な特徴に応じて様々な用途で用いられます。一方、有害物質やコンクリート塊、木材などを含む土砂は産業廃棄物として扱われる場合があります。適切な分別や処理が必要です。特に、建設工事で副次的に発生した汚泥などは間違って解釈した事例も多く、注意する必要があります。

社会から求められる地質調査技術者は、環境調査技術に関する新たな知見の集積、技術力の向上および信頼性の確保が重要であることから、当協会では廃棄物に関する調査や処理に関する研修会を実施しています。最近では、2018年に『清掃工場・埋立処分場見学と地盤環境研修会』を開催しました。この研修会では、東京都のごみ処理の現状や関連技術について学び、埋立処分場の見学を通じて地質技術者に必要な知見の収集に努めました。

※廃棄物処理に関する研修会の状況については「東地協ニュース
2018.12 第35号」で紹介していますのでご覧ください。

http://www.tokyo-geo.or.jp/tochikyo_news/pdf/035.pdf

